

消費者トラブル注意情報～令和8年4月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス※¹をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和8年4月 10日調査分)

商品・サービス	相談内容の例※ ²	助言
他の健康食品 (定期購入のトラブルなど)	ネット広告をみてお試しのつもりでサプリメントを注文したら2回目が届いたので受取拒否をした。定期購入だったようで解約したいが電話が繋がらない。	問い合わせが集中している可能性があります。解約の電話が繋がらない場合は、時間や日にちを変えてかけ直すとともに、メールなど他の方法でも事業者に連絡してください。その際、電話の発信記録や送信メールなど、事業者連絡した記録は保存しておいてください。 なお、解約の連絡をしないまま一方的に送り返したり受取拒否をしたりするとトラブルが複雑になることがありますので、必ず解約の手続きをとってください。 (参考) 広島県消費生活課ホームページ
インターネット接続回線 (ネット回線の契約に係るトラブルなど)	先月、事業者の訪問を受け「安くなる」と言われてネット回線の契約をした。今月の請求が、説明された金額より高額だった。説明と違う。	光回線の契約は契約書面が届いた日を含めて8日以内であれば、違約金を支払うことなく解約することができます。契約書面が届いたら、契約相手となる事業者名や連絡先などをきちんと確認し、サービス内容や解約時の違約金等、契約内容は必ず確認してください。(参考) 国民生活センターホームページ
電気 (新電力に関する契約トラブルなど)	賃貸マンションに入居後、突然事業者が訪問してきて、よくわからないまま新電力会社と契約した。大手電力会社と誤認していたので解約したいが3年契約になっていて解約料が必要になる。	電力会社との契約では、訪問販売や電話勧誘による契約の場合、契約書面を受け取った日からその日を含めて8日以内であればクーリングオフができます。 契約する場合は事業者名をよく確認するとともに、電力会社によって、料金体系や契約期間、解約金の額等が異なりますので、御自身の生活スタイルにどのメニューが最適か、よく御検討し、内容が分からない場合は、電力会社にお問い合わせをするようにしてください。 (参考) 国民生活センターホームページ

※¹ 「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1)、(2)を比較して、

(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

※² 相談内容は、相談者の申し出に基づく情報であり、事実関係を確認しているものではありません。

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「[よくある相談事例](#)」⇒



○電話相談：消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。

広島県消費生活センターは、082-223-6111(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談：県サイト [電子メール受付](#)⇒



○消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネリー
～Stop the 泣き寝入り～

■毎年5月は“消費者月間”！

○令和8年度のテーマは「見える情報 見えない仕組み～AI時代の消費者力を高めるために～」

デジタル化の進展に伴い、インターネット上で消費者の選好を踏まえて情報が提供される「仕組み」が変化し、容易に情報を入手できるようになりました。

今後も、デジタルの利便性を享受しつつ、安全・安心な消費生活を楽しむために、デジタル技術の利活用や情報提供の仕組みに関する基本的な知識を得て、「消費者力」を高めましょう！詳しくは⇒ [消費者庁のホームページ](#)

【発行】広島県環境県民局消費生活課